

## ○武蔵野市保育の実施に関する条例施行規則

平成10年3月31日規則第16号

## 改正

平成13年規則第57号  
 平成15年規則第18号  
 平成17年規則第67号  
 平成19年規則第77号  
 平成20年規則第64号  
 平成20年規則第70号  
 平成21年規則第52号  
 平成22年規則第63号  
 平成24年7月18日規則第54号  
 平成25年3月27日規則第16号  
 平成25年8月15日規則第61号

## 武蔵野市保育の実施に関する条例施行規則

武蔵野市保育所入所措置条例施行規則（昭和63年4月武蔵野市規則第10号）の全部を改正する。  
 （趣旨）

**第1条** この規則は、武蔵野市保育の実施に関する条例（平成24年12月武蔵野市条例第41号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（保育の実施基準）

**第2条** 条例第2条第7号に規定する市長が認める状態とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- （1）死亡、行方不明、拘禁等の理由により家庭にいないことを常態としていること。
- （2）求職、就学、技能修得等の理由により保育にあたることができないことを常態としていること。

（入所の申込み）

**第3条** 保護者は、児童を保育所に入所させようとするときは、保育所入所（転園）申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要と認める書類（以下「添付書類」という。）の提出を求めることができる。

2 前項前段の規定による提出の受付期間は、入所を希望する日の属する月の前月の1日から15日までの間とする。ただし、4月の入所を希望する場合の受付期間については、市長が別に定めるものとする。

3 第1項の規定による提出を受けた申込書及び添付書類は、入所を希望する日の属する月の初日から起算して6か月（6か月が経過するまでの間に当該年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度の末日まで）の間、これを有効とする。

（申込書の提出の代行）

**第4条** 保育所は、保育の実施を希望する保護者の負担の軽減を図るため、保護者の依頼により、前条の提出の代行（以下「代行」という。）をすることができる。

2 代行をする保育所は、保護者の了解を得たうえで申込書及び添付書類の記載事項を確認し、速やかに市長に当該書類を提出するものとする。

3 代行にかかわる者は、代行をすることにより知り得た児童又は家庭に関する秘密を漏らしてはならない。

（保育の実施の承諾）

**第5条** 市長は、第3条又は前条第2項の申込書を受理した場合は、必要な調査を行い、条例第2条各号に掲げる保育の実施の要件（以下「実施要件」という。）に該当すると認めるときは、保育を要する程度の高い児童から保育所の定員を超えない範囲において、順次入所を承諾することができる。

2 市長は、前項の規定により入所を承諾したときは、保護者には保育所入所（転園）承諾書（第2号様式。以下「承諾書」という。）により、当該保育所には当該承諾書の写しにより通知しなければならない。

3 市長は、入所の必要があると認める児童がいるときは、第3条又は前条第2項の申込書の提出のない場合においても、その保護者に対し、保育の実施の申込みを勧奨しなければならない。

(保育の実施選考基準の判定)

**第6条** 前条第1項の規定により、保育の実施を決定するときは、市長は、別に定める保育の実施選考基準により、保育を要する程度を判定するものとする。

(入所の不承諾)

**第7条** 市長は、保護者が、実施要件に該当するが保育所の定員に空きがないため児童が入所することができないとき及び実施要件を欠いているときは、保育所入所(転園)不承諾通知書(第3号様式。以下「不承諾通知書」という。)により保護者に通知するものとする。ただし、保育所に欠員が生じた場合、第3条第3項に規定する期間に限り、実施要件を満たしているときは、当該児童に係る申込みを新たな申込みとみなし、第5条第1項の規定により入所を承諾することができる。

(保護者の責務)

**第8条** 保護者は、市長に対して毎年度家庭状況調査書(第4号様式)及び保育料決定に必要な税関係書類等を提出しなければならない。

2 保護者は、家庭状況に変更があったときは、市長に対して速やかに家庭状況調査書その他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(保育の実施期間)

**第9条** 保育の実施期間は、小学校就学始期までの保育に欠けると見込まれる期間の範囲内とする。ただし、次に定める場合は、この限りでない。

(1) 出産により保育の実施を認める期間は、原則として出産予定月の2か月前の月の初日から分べん日の2か月後(多胎妊娠の場合は、4か月後)の日の属する月の末日までとする。

(2) 保護者が求職活動中の場合の保育の実施期間は、2か月を限度とする。

(3) 保護者が就労予定の場合の保育の実施期間は、当該児童が保育所に入所した日の属する月の末日までとする。この場合において、当該実施期間中に前号に規定する場合に該当することとなったときは、同号の規定は、適用しない。

(保育の実施の取消し)

**第10条** 市長は、保育の実施を決定した児童が入所開始までの間に次の各号のいずれかに該当したときは、入所を取り消すことができる。

(1) 実施要件に該当する事由が消滅したとき。

(2) 保護者から入所辞退の申出があったとき。

(3) 市長の保育の実施の権限が及ばなくなったとき。

(4) 偽りその他不正な手続により、第5条第1項の規定による入所の承諾を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により入所を取り消したときは、保護者には保育の実施取消通知書(第5号様式)により、当該保育所には当該保育の実施取消通知書の写しにより通知しなければならない。

(保育の実施の解除)

**第11条** 市長は、入所した児童が次の各号のいずれかに該当したときは、保育の実施を解除することができる。

(1) 実施要件に該当する事由が消滅したとき。

(2) 保護者から保育の実施の解除の申出があったとき。

(3) 市長の保育の実施の権限が及ばなくなったとき。

(4) 偽りその他不正な手続により、第5条第1項の規定による入所の承諾を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により保育の実施を解除したときは、保護者には保育の実施解除通知書(第6号様式)により、当該保育所には当該保育の実施解除通知書の写しにより通知しなければならない。

(保育の実施の停止)

**第12条** 市長は、保育を実施した児童が疾病又は負傷のため、一時的に通所できなくなったときは、保護者からの申出に基づき、期間を定めて保育の実施を停止することができる。

2 前項の規定による停止期間は、2か月を限度とし、月の途中で停止の事由が生じたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月の1日から起算する。

3 市長は、第1項の規定により保育の実施を停止したときは、保護者には保育の実施停止通知書

(第7号様式)により、当該保育所には当該保育の実施停止通知書の写しにより通知しなければならない。

(転園の申込み)

**第13条** 市長は、入所した児童の保護者から保育所の変更(以下「転園」という。)の希望があったときは、申込書を提出させ、転園先の保育所の定員を超えない範囲で転園を承諾することができる。

2 市長は、前項の規定により転園を承諾したときは、保護者には承諾書により、当該保育所には当該承諾書の写しにより通知し、転園を承諾しなかったときは、保護者に不承諾通知書により通知しなければならない。

(階層区分の認定)

**第14条** 市長は、保護者の所得に応じ、別に規則で定める階層区分の認定を行う。

2 市長は、前項の規定により認定した階層区分を変更するときは、保育所保育料決定(変更)通知書(第8号様式)により保護者に通知しなければならない。

(管外委託及び受託)

**第15条** 市長は、保護者が他の市区町村の保育所での保育の実施を希望するときは、当該保育所を管轄する市区町村長と協議のうえ、保育の実施を決定することができる。

2 市長は、他の市区町村長から市内の保育所への入所委託の協議を受けたときは、保育所の定員を超えない範囲で、当該児童を受託することができる。

(保育料の減免手続)

**第16条** 条例第7条第2項の規定による手続は、保育所保育料減免申請書(第9号様式)を市長に提出するものとする。

(保育料に関する事項の変更)

**第17条** 市長は、保育料に関する事項を変更しようとするときその他必要と認めるときは、当該事項について、あらかじめ武蔵野市保育料審議会(以下、「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

(審議会の委員)

**第18条** 審議会は、委員12人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、当該諮問に係る報告が終了したとき、満了するものとする。

(審議会の会長及び副会長)

**第19条** 審議会に会長及び副会長各1人を置き、会長及び副会長の選任は委員の互選による。

2 会長は、審議会を代表し、会務を処理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(審議会の招集)

**第20条** 審議会は、会長が必要に応じて招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(審議会における意見の聴取)

**第21条** 審議会が必要と認めるときは、審議会の委員以外の者から意見を聴取することができる。

(審議会の報告)

**第22条** 会長は、審議会の会議の結果を市長に報告するものとする。

(審議会の委員の報酬)

**第23条** 審議会の委員の報酬等については、市長が武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)に基づき別に定める。

(その他)

**第24条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の武蔵野市保育所入所措置条例施行規則の規定により行われた保育所への申込み、保育の実施その他の行為は、この規則の相当規定に基づいて行われた申込み、保育の実施その他の行為とみなす。

付 則(平成13年12月10日規則第57号)

この規則は、平成13年12月15日から施行する。

付 則(平成15年4月1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年 5 月30日規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年 9 月28日規則第77号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の武蔵野市保育の実施に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の様式により提出されている保育所入所（転園）申込書及び家庭状況調査書は、改正後の武蔵野市保育の実施に関する条例施行規則の様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則第 1 号様式及び第 4 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成20年10月 3 日規則第64号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の武蔵野市保育の実施に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の様式により提出されている家庭状況調査書は、改正後の武蔵野市保育の実施に関する条例施行規則の様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則第 4 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成20年10月29日規則第70号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年 9 月 9 日規則第52号）

- 1 この規則は、平成21年10月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第 1 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成22年11月 9 日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年 7 月18日規則第54号）

- 1 この規則は、平成24年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の第 3 条の規定により提出を受けた保育所入所（転園）申込書及び添付書類の有効期間は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成25年 3 月27日規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。  
（武蔵野市保育所保育料徴収規則及び武蔵野市保育料審議会規則の廃止）
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - （1）武蔵野市保育所保育料徴収規則（昭和38年 7 月武蔵野市規則第14号）
  - （2）武蔵野市保育料審議会規則（昭和56年 9 月武蔵野市規則第37号）  
（経過措置）
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の武蔵野市保育の実施に関する条例施行規則又廃止前の武蔵野市保育所保育料徴収規則若しくは武蔵野市保育料審議会規則の規定により行われた保育所への申込み、保育の実施その他の行為は、この規則の相当規定に基づいて行われた申込み、保育の実施その他の行為とみなす。

付 則（平成25年 8 月15日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

第 9 号様式（第16条関係）